

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務実績に関する評価基本方針（素案） の考え方について

地方独立行政法人法において、法人は、各事業年度における業務の実績全体について評価委員会の評価を受けなければならないとされている。

＊根拠 地方独立行政法人法

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

他県自治体の先行事例や県立看護大学の事例を見ると、法人の業務運営等に関して評価を行うにあたり、評価委員会としての①評価に関する基本的な考え方並びに②評価の基準を策定している。

なお、①は「基本方針」として、②は「評価実施要領等」として策定している（①単独で策定せずに、②の評価実施要領等で基本方針を明記している事例もある：桑名市など）。

本評価委員会は、先行事例や県立看護大学の事例を参考にしながら、基本方針並びに評価実施要領を策定する。

なお、 は素案、 は根拠規定を表している。

太字の項目名は、先行事例、県立看護大学を参考にした案を表している。

素案の前提は以下のとおり

- ① 評価の種別は、「年度評価」、「中期目標期間評価」の2つとする。なお、中期目標期間の中間点で、中間総括的な評価（中間評価）を行う。
- ② 評価の方法は、「項目別評価」と「全体評価」とする。
- ③ 評価を受ける法人の留意事項を明記する。
- ④ 具体的な方法は実施要領で定める。

前段（項目は明記しない）

平成 年 月 日

地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会決定

地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の評価を実施する際の基本的な事項を定める。

【考え方】

先行事例、県立看護大学と同様に明記する。

【項目名】 1 評価の前提

- (1) 法人は、地方独立行政法人制度において、業務を効果的、効率的に実施するため、中期目標及び中期計画に基づいて自主的に運営を行うものであるとされている。さらに、業務の公共性、業務運営の透明性を確保し、法人の状況を的確に示して、県民への説明責任を果たし、不断の改革・改善を行っていくことが求められる。
- (2) 法人は、北勢保健医療圏の中核的な病院であるとともに、診療圏域を越えて本県の政策医療を提供する重要な役割を担っており、今後も刻々と変化する医療環境に対応し、将来にわたって求められる機能を確実に果たし、県民に良質で安全・安心な医療を継続的に提供していくことが求められる。
- (3) 評価委員会の行う評価は、この2つの基本的な考え方を踏まえ、法人を取り巻く様々な環境の変化等に配慮しつつ、中立・公正な立場から、客観的かつ厳正に実施されることが求められる。

【先行事例、県立看護大学の状況】

先行事例(他県、他市町村)では明記されていないが、本県の県立看護大学は明記している。

県立看護大学は、(1)で地方独立行政法人制度の説明、(2)で法人が求められている機能、役割の説明、(3)で評価に関して評価委員会として求められる事項をというように評価の前提として明記している。

【考え方】

県立看護大学と同様に明記する。評価の前提を明記することで、評価委員会並びに法人の県民への説明責任を果たす。

【項目名】2 評価の基本方針

- (1) 評価委員会は、各事業年度終了時に中期目標の達成に向けて、中期計画に定めた項目ごとの各年度における具体的な実施状況を調査・分析し、法人の当該事業年度の業務実績について総合的に評価する。
また、中期目標期間終了時には、当該期間における中期計画等の実施状況の調査・分析を行い、中期目標の達成状況について総合的に評価する。
- (2) 評価委員会は、法人を取り巻く医療環境の変化等に配慮しつつ、法人の組織・業務運営等について、改善すべき点を明らかにし、法人の業務達成に向けての積極的な取組を評価するなど、法人の業務の継続的な質的向上に資する評価を行う。
- (3) 評価委員会は、評価を通じて法人の業務運営の状況をわかりやすく示すことにより、法人の業務運営の透明性を確保し、県民への説明責任を果たす。
- (4) 評価委員会は、評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮する。
- (5) 評価の方法については、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行う。

【先行事例、県立看護大学の状況】

先行事例及び県立看護大学では、以下のとおりの項目名で規定している。

基本方針大阪府、山梨県、神奈川県、岐阜県、佐賀県、那覇市など

評価の趣旨秋田県

目的静岡県

評価の基本方向県立看護大学

項目名は異なるが、どれも評価の基本的な考え方、方針を明記している。

【考え方】

項目は「評価の基本方針」とし、内容は、先行事例、県立看護大学を参考にしながら、

- (1) 評価の方法
- (2) 法人運営の質的向上に資すること
- (3) 県民への説明責任を果たすこと
- (4) 法人の過度な負担への配慮

などが明記されていることから、同様の内容を明記する。

また、

- (5) 評価の方法の見直し

を、先行事例（大阪府、山梨県、那覇市、神戸市、福岡市、大牟田市など）と同様に明記する。

【項目名】3 評価の種別

評価委員会は、次の2つの評価を行う。

- (1) 各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）

法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標の達成に向け、各事業年度における中期計画等の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、各事業年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。

- (2) 中期目標期間における業務の実績評価（以下「中期目標期間評価」という。）

中期目標の期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行う。

また、中期目標期間の中間点において、その時点における総括（以下「中間総括」という。）を行い、当該期間までの中期計画の進捗状況の確認を行う。なお、この場合において、中期目標・中期計画の見直しが必要と考えられる場合については、法人の意見を踏まえつつ、その見直しについても検討し、必要な意見を述べるものとする。

【先行事例、県立看護大学の状況】

先行事例では、項目を「評価の種別」と「評価の方法」に分けて明記されているもの（山梨県：評価の種類、神奈川県、岐阜県）があり、県立看護大学は「評価の方法」において評価の種別を前段で明記している。

先行事例、県立看護大学ともに、評価の種別は大きく2つに分けて、「年度評価」と「中期目標期間評価」としている。

また、県立看護大学では、「中間総括」として、中期目標期間の上半期終了時点の業務全体について総括（評価）する旨明記している。

佐賀県、山口県も同様に中間評価を実施する旨を規定しているが、別途要領で明記している。

【考え方】

項目を「3評価の種別」と「4評価の方法」（次の項目として規定）に分けて、ここでは、評価の種別（種類）を簡潔に明記する。

評価の種別は、先行事例、県立看護大学と同様に大きく2つに分けて、「年度評価」と「中期目標期間評価」とする。

また、中期目標期間の中間点（独法化後4年目）において、その時点における総括（中間総括）を行い、当該期間までの中期計画の進捗状況の確認を行う旨を明記する。

これは、地方独立行政法人法第31条において、評価委員会は、知事が中期目標の期間の終了時において、当該法人の業務を継続させる必要性など業務全般にわたり検討を行うにあたり、意見をを行う旨が規定されており、その審議に活用するものとする。

根拠 地方独立行政法人法

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

【項目名】4 評価の方法

評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1) 項目別評価

年度評価においては法人の自己点検・評価に基づきながら、中期計画に定められた各項目について当該事業年度における実施状況を、中期目標期間評価においては中期目標及び中期計画に定められた各項目の達成状況を評価する。

(2) 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務の実績について総合的な評価を行う。

【先行事例、県立看護大学の状況】

先行事例、県立看護大学ともに、「年度評価」と「中期目標期間評価」の評価の方法はともに「項目別評価」と「全体評価」としている。

なお、静岡県は、次期年度計画に反映させるために年度途中で暫定評価も行う旨を明記している。

<項目別評価>

項目別評価では、～、S～Dなどといった段階的な評価基準を策定し評点を付ける旨が明記されている事例もあるが、これらは、要領等にも重複して規定している。

<全体評価>

全体評価は、先行事例、県立看護大学における年度評価及び中期目標期間評価とも、総合的に評価する旨を明記している。

また、評価の方法と別項目で「評価の進め方」を明記している事例もあり、報告書の提出、法人からのヒアリングの実施、法人からの意見申出の機会の付与などを明記している。

基本方針へ記載・・・山梨県、岐阜県、那覇市、神戸市、福岡市、大牟田市など

【考え方】

基本方針では、「項目別評価」及び「全体評価」を行う旨を簡潔に明記し、段階的な評点の仕方（評価の基準の設定）など具体的な評価方法や評価の進め方は、県立看護大学と同様に別途要領等で規定する。

【項目名】5 評価を受ける法人において留意すべき事項

- (1) 評価委員会は法人から提出される業務実績報告書等をもとに評価を行うことから、中期計画等の達成状況などについて、法人自ら説明責任を果たすことを基本とすること。
- (2) 法人は、達成状況を客観的にあらわすために、できる限り数値目標等の指標を設定すること。また、中期計画における達成状況ができる限り明らかになるように工夫すること。
- (3) 法人は、県民の視点に留意し、法人が行う自己点検・評価に際して用いる指標や基準、評価結果及びその活用方法について、できる限りわかりやすく説明すること。

【先行事例、県立看護大学の状況】

先行事例では、その他の項目で法人の留意すべき点を明記しているものがある（大阪府、那覇市、大牟田市など）。県立看護大学は、上記のとおり1つの項目として明記している。

【考え方】

県立看護大学と同様に項目として明記する。

この基本方針は評価委員会における評価にあたっての基本的な考え方であるが、評価を行うにあたっては、評価を受ける法人の対応が重要であることから、法人における留意事項を基本方針の1項目として明記する。

【項目名】 6 評価結果の活用

- (1) 評価委員会は、知事が法人の業務の継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討及び次期中期目標の策定、次期中期計画の認可を行うにあたって、評価委員会の意見を述べる際※には、中期目標期間の各事業年度の評価結果及び中間総括の評価結果等を踏まえるものとする。
- (2) 法人は、評価結果を踏まえ、組織や業務運営等の改善に取り組み、法人の業務運営の質的向上に資するものとする。

地方独立行政法人法第31条において、評価委員会は、知事が中期目標の期間の終了時において、当該法人の業務を継続させる必要性など業務全般にわたり検討を行うにあたり、意見を行う旨が規定されている。

(再掲)

根拠 地方独立行政法人法

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

【先行事例、県立看護大学の状況】

先行事例では、上記下線部分※について同項目の中で明記しているものがある（大阪府、秋田県、岐阜県、佐賀県、那覇市、神戸市、福岡市、大牟田市）。

県立看護大学は、特に明記していない。

また、その他に、法人が評価委員会の評価結果を踏まえて、業務運営の改善を行うことを明記している。

【考え方】

先行事例と同様に明記する。評価結果をどのように活用するかを明記することで、評価委員会としての説明責任を果たすこととする。

また、その評価結果を踏まえ、法人が業務運営の質的向上に資することを明記することで、法人としての説明責任を果たすこととする。

【項目名】7 その他

- (1) この基本方針は、評価委員会の決定により、必要に応じて見直すことができる。
- (2) この基本方針に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、評価委員会が別に定める。

【先行事例、県立看護大学の状況】

先行事例、県立看護大学ともに、基本方針を必要に応じ見直す旨を明記している。

また、上記以外に、

目標・計画を策定する際の留意点として、数値目標の設定など客観的な評価ができるような工夫・・・大阪府、那覇市、大牟田市

・・・ 本県素案では、「【項目名】5 評価を受ける法人において留意すべき事項(2)」において明記。

評価委員会における客観的かつ中立公正な評価を行う旨の努力規定・・・静岡県

・・・ 本県素案では、「【項目名】1 評価の前提(3)」において明記。

評価委員会は、法人との意見交換を踏まえ、知事及び法人に対し当期の中期目標・中期計画の達成及び次期の中期目標・中期計画に関する意見を申し述べる旨規定・・・秋田県

・・・ 本県素案では、「【項目名】6 評価結果の活用(1)」において明記。

評価を受ける法人において留意すべき点(法人自らの説明責任、理事長のリーダーシップ体制の確立など)・・・看護大学

を明記しているものがある。

【考え方】

先行事例と同様に項目とし明記する。

法人を取り巻く様々な環境変化により、評価の仕組みを見直す必要が出てくることから、基本方針全体を評価委員会において諮ったうえで、見直すことができるように明記する。

また、基本方針での内容は必要最小限(簡潔)なものとして、詳細は別途策定する実施要領等で規定することとする。